

72 児童虐待対策の拡充

提出先 財務省、厚生労働省

【提案項目】

急増・深刻化する児童虐待相談や困難事例に適切かつ迅速に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 児童相談所における専門相談体制の拡充
子どもの心のケアや健康面のアセスメントを充実するため、児童相談所における児童心理司や保健師等の専門職員の配置に対する財政措置を行うこと。
- 2 社会的養護施設における家庭的・個別的ケアの推進
児童養護施設等の社会的養護施設において、家庭的かつ個別的な小規模単位によるケアが十分に実施できるよう、児童指導員等の配置に対する財源措置を行うこと。

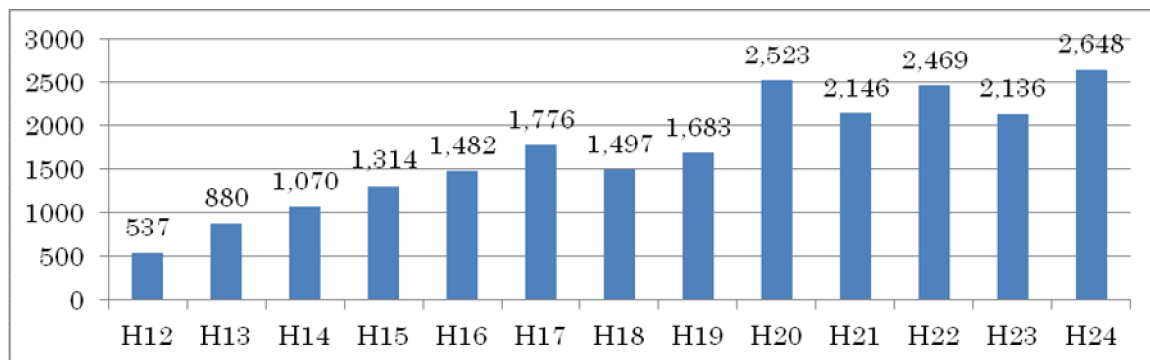
【提案理由等】

増加している児童虐待相談や要保護児童に対し、適切かつ迅速な対応を行うための児童相談所の相談・援助体制は、十分とはいえない状況である。児童福祉司の配置基準は見直されたが、児童心理司や保健師などの専門職員の配置についても明確化し、児童相談所の体制強化を図る必要がある。

また、児童養護施設等においては、被虐待児の増加により、夜間も含め、より手厚い支援を行うためには、現行の職員の配置基準では人数が不足している。さらに、6人を1つの生活単位とするユニット化に対応できるよう、児童保護措置費の職員配置基準を大幅に引き上げる必要がある。

子どもたちの適切な養育と自立への支援を図るため、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の審議を踏まえ、国庫負担金の拡充などの財源措置を含めた抜本的な改善が必要である。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成18年4月に横須賀市、平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。